

感染症法の改正に関する声明

2021年1月20日

高知保険医協会

会長 広田 重水

現在開会されている第204回通常国会で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法とする）」の改正法案が審議されようとしています。この改正内容とされているものには、人権が侵害される可能性のある内容、新型コロナウイルス感染症対策となりえない内容があります。高知保険医協会は、国会審議等を通じてそうした内容が修正され、感染者等の人権が守られるとともに、医療機関の経営も守られ、新型コロナウイルス感染症対策が前進することを求めます。

（1）患者・感染者への罰則規定について

今回の感染症法の改正内容の中には、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者が入院勧告を拒否したり、入院先を抜け出したりした場合、また保健所が行う行動歴調査を拒否したり虚偽の回答をした場合の罰則が設けられています。感染症法の前文には「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とあります。今でさえ感染者やその周囲の人々に対する誹謗・中傷がある中で、今回のような罰則を伴う強制を行った場合、より深刻な人権侵害の発生が想定されます。感染症に関して人権侵害が行われた痛苦の歴史を前提として定められた感染症法のもとで、罰則規定を設けることは避けるべきです。また感染者が入院勧告を拒否する等のことがあるとすれば、仕事が休めない、育児や介護の手が必要な家族がいる等、何らかの理由があることが想定されます。罰則を恐れて検査を受けない等、実践的にも感染拡大に悪影響を及ぼすことが考えられます。「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」（感染症法第2条）よう、罰則ではなく、安心して療養できる環境づくりこそが必要です。

（2）医療機関への患者受入勧告・施設名公表について

同じく今回の法改正では、厚生労働相や都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに協力するよう医療機関に勧告し、従わない施設の名称を公表することができる規定が盛り込まれようとしています。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたくてもできない医療機関がある理由は、急性期を中心とした病床が少ないこと、医師や看護師等の医療従事者、中でも感染症治療の専門的知識、技量をもった者が足りないことにあります。この責任は、こうした感染症の発生を想定に入れず、病床を削減し、医療従事者不足を放置し、低い診療報酬を続けてきた政府にあり、決して医療機関の問題ではありません。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることにより、該当の医療機関の通常医療への影響も起こりえます。このような強制的な施策を行うことは、コロナ禍の医療機関の経営を危機にさらし、誹謗中傷、風評被害の中でも奮闘している医療従事者を追い詰めるものです。いま求められるものは、医療機関の経営を立て直す支援とともに、必要な人材の確保・養成のための手立てを示すことです。